

五所川原市公用車広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が所有する公用車に、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、五所川原市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告掲載車両、広告の規格、掲載位置、料金は別に定める。

(広告の掲載方法)

第3条 広告掲載は、特殊フィルムの貼付又はマグネットシートによるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルム及びマグネットシートは、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は原則として1年間（会計年度単位）とする。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市が協議のうえ、公用車の運行管理状況等勘案し、定めるものとする。

3 掲載期間内に、連続7日以上市の責めに帰すべき事由により広告の掲載が出来なかった場合は、日数に応じて掲載期間を延長する。

(広告デザインの制限)

第5条 広告は、要綱第3条及び五所川原市広告掲載基準に定めるもののほか、次の各号に該当しないものとする。

(1) 車両運行の支障になるもの。

(2) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの。

(広告の申し込み)

第6条 車両への広告掲載を希望するものは、五所川原市公用車広告掲載申込書及び広告案を指定の期間に市に提出するものとする。

(広告の掲載)

第7条 広告主は、要綱、本要領その他の指示に従い、広告掲載を行うものとする。

2 広告主は、広告の内容及び広告主について、市が指示するところによりあらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。

3 広告の車両への掲載、撤去作業の日程は市の指示に従うものとする。

(広告の変更)

第8条 広告主は掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市の指示に従い第7条の規定による市の審査を受け、その承認を得なければならない。

(代金の納入)

第9条 広告主は、広告掲載料を、市が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告料の返還)

第10条 既に納付された広告料は返還しないものとする。ただし、第4条第2項により、市の責めに帰すべき事由により広告掲載が出来なかった場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告料を返還する額は、広告掲載ができなくなった日の属する月から広告掲載終了日の属する月までを月割計算で積算した額とする。

(費用負担等)

第11条 広告の作成、掲載及び撤去作業は広告掲載者の責任において行い、その費用は広告掲載者が負担する

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告掲載者の責任において原状回復するものとする

(広告物の修復)

第12条 広告掲載期間中に市の責めに帰する自由により広告の破損等が生じた場合は市が原状回復するものとする。

2 経年に起因する広告物の劣化については、市は責めを負わない。

(広告の削除)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を取りやめることができる。

(1) 広告内容が第5条の規定に反すると認められるとき。

(2) 広告主が広告主の責めに帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第14条 広告主は広告に関する全ての事項について一切の責任を追うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

3 市は広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を追わないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月12日